

**令和2年度日本スポーツ協会公認スポーツデンティスト養成講習会
開催要項**

1. 目的 様々なスポーツの現場においてアスリートのパフォーマンス維持向上をはじめとして、地域住民のスポーツを通じた健康づくりを支援し、健康寿命の延伸、QOLの維持向上等に寄与できるよう、スポーツ歯科に関する高い実践能力を有する人材を確保し、スポーツ歯科分野のレベルアップを図るために、養成講習会を開催する。
2. 主催 公益財団法人日本スポーツ協会
公益社団法人日本歯科医師会
3. カリキュラム 医科共通 I・II (25単位)
スポーツ歯科医学 I・II (21単位) 【別紙カリキュラム一覧参照】

4. 実施方法 <新規受講者>

科目	期日	会場
医科共通 I	令和2年	「ベルサール半蔵門」 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-4
	10月10日(土) 9:50~18:00 10月11日(日) 9:00~17:50	
医科共通 II	令和3年	
	1月23日(土) 9:55~17:40 1月24日(日) 9:00~16:50	

<医科共通 I・II 修了者>

科目	期日	会場
スポーツ歯科医学 I	令和2年	「歯科医師会館」 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20
	5月23日(土) 9:00~18:00 5月24日(日) 9:00~17:50	
スポーツ歯科医学 II	令和2年	「東京歯科大学」 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-1-14
	11月21日(土) 13:00~17:30 11月22日(日) 10:00~16:35	

【注意事項】

- 期日及び会場は予定であり、事情により変更する場合がある。
- 医科共通は公認スポーツドクター養成講習会基礎科目と同一日程・会場で実施する。
- 講習は講義ごとの単位制とし、各科目においては I・II のいずれからでも受講できる。
- スポーツ歯科医学は、医科共通を修了した翌年度以降に受講となる。同一年度内に医科共通とスポーツ歯科医学を同時に受講することはできない。
- 日本スポーツ歯科医学会認定医の資格保有者は、スポーツ歯科医学 II が免除となる。

5. 受講条件 令和2(2020)年4月1日時点で日本国の歯科医師免許取得後4年を経過(平成28(2016)年4月1日以前に取得)しており、下記のいずれかの条件を満たす者のうち、日本歯科医師会及び日本スポーツ協会が認めた者。なお、下記の条件を重複して満たす場合であっても、複数の団体から同時に推薦を受けることはできない。
 - (1) 都道府県歯科医師会から推薦された者(都道府県歯科医師会との緊密な連携のもと、各地域で活動する必要があるため)

- (2) 日本スポーツ歯科医学会から推薦された者
- (3) 別に定める選考基準を満たし、日本スポーツ協会加盟競技団体から推薦された者

6. 募集人数 140名以内

- (1) 都道府県歯科医師会からの推薦:100名程度
- (2) 日本スポーツ歯科医学会からの推薦:20名以内
- (3) 日本スポーツ協会加盟競技団体からの推薦:20名以内

7. 申込方法 受講申込者は以下の書類を推薦団体へ提出する。

- 新規受講申込書(顔写真貼付)
- 歯科医師免許証の写し(A4サイズ)
- 日本スポーツ歯科医学会認定医 認定証写し(スポーツ歯科医学Ⅱ免除申請者)

推薦団体は申込書類を確認のうえ、新規受講者推薦書と併せて下記へ提出する。

- (1) 都道府県歯科医師会:日本歯科医師会へ提出
- (2) 日本スポーツ歯科医学会:日本歯科医師会へ提出
- (3) 日本スポーツ協会加盟競技団体:日本スポーツ協会へ提出

8. 申込期限 推薦団体が別に定める。

なお、推薦団体から日本歯科医師会、日本スポーツ協会への提出期限は令和2年5月11日(月)必着とする。

9. 受講者の決定 (1) 内定

- 日本スポーツ協会指導者育成委員会スポーツデンティスト部会(以下「デンティスト部会」という。)にて申込書の内容を審査のうえ受講者を内定し、日本スポーツ協会から内定者へ通知する。
- 受講内定者は、内定通知に従い、受講料の納入、インターネットサービス指導者マイページのアカウントの取得及び養成講習会への参加申込を完了すること。指定期日までに受講料を納入しない場合、または養成講習会への申込を完了しない場合は内定を取り消すことがある。

(2) 決定

- 受講料納入及び養成講習会への参加申込を完了した者に対し、日本スポーツ協会から受講決定通知を送付する。
- 受講有効期間は、受講開始年度を含め6年間とする。
- 受講有効期間内に全てのカリキュラムを修了できない場合は、デンティスト部会で受講期間の延長が認められた場合を除き、再度新規受講申込を必要とする。
- 受講者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、デンティスト部会で審査のうえ、受講を取り消すことがある。

10. 受講料 55,400円(スポーツ歯科医学Ⅱ免除なし/税込)

(教材費含) 36,000円(スポーツ歯科医学Ⅱ免除/税込)

【注意事項】

- 一度納入された受講料は返金しない。なお、受講決定後にスポーツ歯科医学Ⅱの免除申請を行った場合も差額の返金を行わない。
- 受講料は日本スポーツ協会が送付する受講内定通知到着後に納入すること。
- 上記受講料は受講修了または受講有効期限まで有効となる。
- 講習会参加に係る経費(宿泊費、交通費等)は自己負担とする。

11. 資格取得

(1) 受講終了

- 全てのカリキュラムを終了した者には、日本スポーツ協会から受講終了通知及び資格審査にかかるスポーツ歯学臨床経歴書を送付する。
- 受講終了者は指定期日までにスポーツ歯学臨床経歴書に必要事項を記入し、日本歯科医師会又は日本スポーツ協会加盟団体へ提出する。

(2) 審査

- デンティスト部会にてスポーツ歯学臨床経歴書を基に相当の臨床経験を有しているかの審査を行い、公認スポーツデンティスト新規登録対象者を決定する。

(3) 登録及び認定

- 新規登録対象者は、日本スポーツ協会から別途送付される登録手続きに関する案内に基づき、指定期日までに登録料を支払う。
- 登録料は4年間で40,000円とする。新規登録時は初期登録手数料として別途3,000円が必要となる。
- 新規登録対象者からの登録料支払いをもって公認スポーツデンティストとして認定し、認定証及び登録証を交付する。資格有効期間は4年間とする。

12. その他

(1) 未修了者の次年度以降の講習会受講について

- 前年度までに全てのカリキュラムを受講終了しなかった者には、受講有効期限満了まで、当該年度の受講案内を送付する。医科共通は日本スポーツ協会から、スポーツ歯科医学は日本歯科医師会から案内を送付する。
- 受講者は開催日程等確認のうえ、所定の方法にて講習会参加を申し込む。

(2) 資格の更新のための更新研修について

公認スポーツデンティストは、有効期限を迎える6カ月前までに日本歯科医師会が定める研修会(更新研修)に参加しなければならない。

(3) 個人情報の取扱いについて

本養成講習会の受講に際し取得した個人情報は、日本スポーツ協会、[日本スポーツ協会加盟団体及び](#)日本歯科医師会が本養成講習会の実施に関する連絡(資料の送付等)やスポーツデンティスト関係業務を遂行する際に利用し、これ以外の目的に利用しない。

(4) 広報について

本講習会風景の写真等は、日本スポーツ協会及び日本歯科医師会ホームページやSNS、その他関連資料へ掲載する場合がある。

(5) 免責事項について

天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の日本スポーツ協会・日本歯科医師会が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、日本スポーツ協会・日本歯科医師会ではその責任を負わない。

<スポーツ歯科医学に関するお問い合わせ>

公益社団法人日本歯科医師会 スポーツデンティスト担当

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

TEL:03-3262-9213 FAX:03-3262-9885

<公認スポーツ指導者資格及び医科共通に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ指導者育成部 スポーツデンティスト担当

〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

TEL:03-6910-5812 FAX:03-6910-5820 メール:sports-dentist@japan-sports.or.jp

スポーツと、望む未来へ。



公益財団法人

日本スポーツ協会

JSPPO

Japan Sport Association